国民健康保険税の特例対象被保険者等に係る課税の特例申告書

（非自発的失業者に係る国民健康保険税申告書）

令和　　　年　　月　　日

吉岡町長　様

納税義務者（世帯主）

　　　　　　　住　　所

　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　電話番号

　　　　　　　個人番号

　吉岡町国民健康保険税条例第２４条の２の規定により、下記のとおり申告します。

　なお、この決定のため必要があるときは、私及び私と同世帯に属する下記の者の雇用保険受給資格等につき、吉岡町が公共職業安定所へ調査、報告を求めることに同意します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 特例対象被保険者等（雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 年齢（離職時点） | 個人番号 | 離職理由コード | 離職年月日 |
|  |  |  |  | ・　　・ |
|  |  |  |  | ・　　・ |
|  |  |  |  | ・　　・ |
|  |  |  |  | ・　　・ |
|  |
| 添付書類 | 雇用保険受給資格者証の写し |

 |

※この申告書の記載にあたっては、裏面を参考にしてください。

* **特例対象被保険者等について**

**申告に必要な添付書類：【　雇用保険受給資格者証の写し　】**

　　対象者は次の条件を満たす人で、雇用保険受給資格者証により確認を行います。

・離職日時点で満65歳未満の人

・離職年月日が、平成21年3月31日以降の人(平成21年3月31日は該当します。）

・雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者に該当する人

〈特定受給資格者に該当する人〉

　　雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコード番号が次の番号の人

　　**【　１１、１２、２１、２２、３１、３２　】**

〈特定理由離職者に該当する人〉

　　雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコード番号が次の番号の人

　　**【　２３、３３、３４　】**

* 雇用保険受給資格者証からの離職理由コードの確認は、平成22年2月22日

以降交付分(新様式)では「離職理由」欄で行い、旧様式では「離職年月日　理

由」欄から行います。

* **軽減額等について**

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されますが、軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして保険税を算定することになります。

平成22年4月からの国民健康保険税が軽減され、軽減期間は離職の翌日から翌年度末までの期間となります。

国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

* **この軽減制度の対象とならない受給資格者証についての注意事項**

「雇用保険受給資格者証」の他に以下の受給資格者証がありますが、これをお持ちの人は軽減対象に該当しませんのでご注意ください。

◆「雇用保険特例受給資格者証」・・・右上に【特】又は上部に【橙色のライン】の記載があるもの

　　季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者

の方に交付されています。

　◆「雇用保険高年齢受給資格者証」・・・右上に【高】又は上部に【緑色のライン】の記載があるもの

　　　65歳到達日以後に離職された方へ交付されています。

(問合せ先)住民課住民保険室　電話0279－26－2249